**『補助事業の取扱いについて』**

令和７年度版

**（有害鳥獣農林地等侵入防止施設整備事業）**

● 侵入防止施設とは、電気牧柵、溶接金網（ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ）柵、トタン柵、網ネット柵等、有害鳥獣による農林地等への侵入を防ぐ器具類とする。

※有刺鉄線やそれに付随する資材は補助対象として認めません。

●　補助対象経費は新設する侵入防止施設の資材購入に要する経費とする。

●　補助金は５０,０００円以内とする。（事業費限度額100,000円の1/2以内）　　　　※補助金の合計が予算額を超えた場合は、補助金を減額調整して交付する。

● 申請は一世帯につき年度内1回とする。

●　その他

① 町外の申請者が町内の土地に設置する場合は補助対象とする。

② 町内の申請者が町外の土地に設置する場合は補助対象外とする。

* **提出物**

☐補助金交付申請書（様式１号）

　　☐事業実施個所見取図（図面）※設置する場所が分かるもの（住宅地図等）

　☐実績報告書（様式３号）

　　☐完成写真（２～３枚程度）※資材の設置状態がわかるもの及び園地の全景

　　☐見積書や内訳書など購入資材の内訳が分かる書類

☐領収書

　☐電気牧柵設置状況報告（電気牧柵の場合のみ）

【問い合わせ】

内子町役場

農林振興課　林業振興係

TEL　0893-44-2123（254）

☐補助金請求書（様式４号）